

小山市標準計画・施工方法（案）Q&A

No.	見出し符号				項目名	内容	回答	
	頁	章	節	項目				
1	2-23	2	5	1	2	給水管の選定 (1)口径が50ミリメートル以下の給水管	(50mm)の文言を追加頂きたい。40mm以下の給水管用高密度ポリエチレン管(青ポリ)も可とするかのような誤解を招きます。ちなみに40mm以下の配水用ポリエチレン管は今後も製造されません。需要がないため！！	令和8年1月1日より小山市水道事業給水条例施行規程第6条2項に記載される内容となりますので、文言の追加等の対応はできかねます。
2	2-24	2	6	1	5	分岐方法表2-12 給水管の分岐方法	表中の配ポリ50mm用のサドル付分水栓の50x40はサイズありません。	φ50×40の製品はあることから、ご指摘箇所の記載変更は行いません。
3	3-2	3	2	1		メーターの設置基準 (3)	<p>受水槽を設置する施設に於ける(子メーター)について 子メーターの設置方法について記述がございませんが、集合住宅向けPS用メーターユニットを義務付け、メータ交換時の施工及びメンテナンス/盗水防止を考慮し小山市指定材料に適合した製品を指定下さい。 指定材料(止水栓=止水時ハンドル脱着式:逆止弁=リフト(ボール)式メーターパッキンはOリング不可) また、ご承認頂いております、埋設用BOX一体型メーターユニットについての記載がございませんがどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>1. 子メーター設置方法について 子メーターは受水槽以下に設置することから、給水装置に該当しないため、標準計画・施工方法にて基準を設けません。なお、「集合住宅等における使用水量の戸別検診等の取扱いに関する誓約書」でPS用メーターユニットの義務付けまでは行いませんが、Oリング使用不可の基準を設けるよう検討を進めていきます。</p> <p>また、直結給水でメーターを設ける場合、地中に設置することを原則とします。3.2.2メーターの設置場所に追記を行いました。詳細については別紙資料の新旧対比表をご確認ください。</p> <p>2. 埋設用BOX一体型について 給水装置標準計画・施工方法には記載していませんが、今は使用を認めております。</p>
4	3-7	3	2	3	2	口径50mm以上かつ水道メーターがフランジ接続の場合	2. 口径50mm以上かつフランジ接続の場合 について 「但し、やむを得ず逆止弁を設置できない場合はソフトシール弁でも可とする」とありますが、学校の夏休み/平日の公園など使用量が少ない場合、負圧による逆流/メータ逆針の可能性が有ります。新規設置に於いては逆止弁を設置できない理由は無いかと存じます。逆止弁設置をご指定頂くようご提案申し上げます。逆止弁はメンテナンス上BOX内の設置をご指定頂きたくお願い致します。ご参考に50mm~100mmまでの逆止弁の量水器BOX内設置例(図面)を別途お持ち致します。	<p>ご指摘のありました箇所について、以下の通り記載の変更しました。 旧:ただしやむを得ず逆止弁を設置できない場合は、ソフトシール仕切弁でも可とする。 新:ただしやむを得ず逆止弁を設置できない場合は、別途協議を行うこととする。</p>
5	4-2	4	1	1	3	基準省令の概要①耐圧に関する基準 (第1条)	①耐圧に関する基準(第1条)について給水管及び給水用具に静水圧(静水圧1.75MPa)~のりですが【給水管】の文言は削除頂きたい。(給水管の水圧試験0.75MPa)と誤解を招きます。	本項目は、水道法施工令第6条2項規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を定めたものの概要を記載していることから、ご指摘のありました文言の削除はできかねます。
6	4-6	4	2	4		指定材料 (2)分岐材料の指定	バルブ付割T字管 指定内容について ・現在ご採用頂いております、耐震型(フランジレス挿し口付き)の文言を追加いたします。(内面粉体塗装については現在すべての製品が内紛です)	<p>ご指摘のありました箇所について、以下の通り記載の変更しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震型の使用を原則とする 耐震型の製品規格が無いもの(HPPE用等)については別途協議とする

小山市標準計画・施工方法（案）Q&A

No.	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項目			
7	4-6	4	2	4	指定材料(2)分岐材料の指定	サドル分水栓 指定内容について ・「铸铁管Φ50 x 30mm～」のくだりですが「配水ポリΦ50 x 30mm～」の間違いでないでしょうか？铸铁管（S50）は御事業体では採用されておりませんし、铸铁管S50型用サドル分水栓の50X30は規格がございません。ポリエチレン二層管は30mmの取出しは継手（チーズ）のみですが配ポリのΦ50はサドル分水栓での分岐が可能（製品あり）です。	ご指摘の通り、小山市では铸铁管（s50）の採用はされていないものの、製品として存在することから、材料の指定を行っております。
8	4-7	4	2	4	指定材料表4-1（6）その他の指定 止水栓筐	小山市市章入りの蓋は铸铁製のものが水道事業開始からありますが樹脂製の蓋は製造したことはありません。【蓋は铸铁製とする】として下さい。また土留筐のコンクリート製は現在製造されておりません。ご提案：泥除板底板の設置を義務付けてはいかがでしょうか。既存の止水栓筐は大方泥に埋まっています。	1.市章入りの蓋について 記載を以下の通り変更とします。 旧：・樹脂製蓋については、色はブルーとする。 ・蓋表面に小山市章、水道用止水栓であることの表示があること。 新：・記載削除 ・铸铁製蓋の表面には小山市章、止水栓であることの表示があること。 2.土留筐について 記載削除いたしました。 3.泥除板底板設置について ご提案頂きありがとうございます。設置については、今後、本管工事と併せて検討を行います。
9	4-7	4	2	4	指定材料表4-1（6）その他の指定 仕切弁鉄蓋類	”仕切弁鉄蓋類・鉄蓋に引っ掛けられるプレート添付。”について このプレートは主に市町村合併により右開と左開が混在している水道事業体が採用しているようです。紙にラミネート加工したものでバルブ製造会社で作っています。プレート自体の規格は無く耐用年数は5年ぐらいです。上水道は悪意の第三者のいたずらを防止する意味で大半の事業体は右開であることは周知の事実ですが、基本水道関係者のみが開閉作業するバルブの情報を関係者以外に開示するリスクについてどうお考えでしょうか。現在ご採用頂いております弁筐の蓋はバルブの種類/用途/口径の情報が入っておりますがの開閉方向の情報は入っておりません。 私見ですが開閉方向及び回転数/トルクについては水道関係者のみで共有したほうがリスク回避ではないかと存じます。ちなみに左開の場合キャップに鏝が付いておりますことは水道関係者の間では常識でございます。キャップの鏝は地上からでも目視で確認ができます。どうしても開閉方向/回転数/トルクを明示するのであれば蓋の形状を変更すれば新たな情報を明示する事は可能です。	1.プレートの添付について お客様が管理する給水装置に関しては、以下の通りプレートを添付しないよう文言の変更を行いました。 旧：鉄蓋に引っ掛けられるプレートを添付 新：記載を削除 開発等で給水装置を市へ寄付を行う場合、今後、本管工事に併せてプレートの設置検討を行います。また、本内容については、標準計画施工方法ではなく、開発区域内給水協議の考え方に記載を行う予定です。 2.仕切弁筐の明示について ご指摘のありました箇所について、以下の通り記載の変更しました。 旧：蓋表面に小山市マーク・管口径・制水弁表示・閉められる方向を明示 新：蓋表面に小山市マーク・管口径・制水弁表示を明示
10	4-7	4	2	4	指定材料表4-1（6）その他の指定 止水栓筐	前回の質問の繰り返しになりますが、小山市市章入止水栓BOXの蓋は、水道事業の開始以来現在も、樹脂製の蓋は存在致しません。「止水栓筐の蓋は铸铁製のものとする」に変更お願い致します。	No.9回答を参照

小山市標準計画・施工方法（案）Q&A

No.	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項目			
11	4-7	4	2	4	指定材料 表4-1 (6) その他の指定 メーターBOX	<p>メーターBOXについて</p> <p>・蓋は着脱自在で～、のくだけりですが、～との表示があることを原則とする。とありますが現在の小山市市章入りの製品はすべて量水器の表示がございます。メータ口径100mmまで量水器ボックスはすべて上記の2点の表示がございます。【原則とする】の文言を削除お願い致します。</p>	<p>・市章入りメーターBOXについて</p> <p>市貸与メーターと私メーターの区別がつかなくなり、検針、メーター交換、迅速な漏水対応が困難になることを考慮し、以下の通り文言の変更を行いました。</p> <p>旧：蓋は着脱自在で、蓋表面に小山市章、水道用メーターBOX（量水器）であることの表示があることを原則とする。</p> <p>新：蓋は着脱自在で、蓋表面に小山市章、水道用メーターBOX（量水器）であることの表示があるものとする。</p>
12	5-13	5	8	2	検査	<p>検査について下記の文言に訂正お願いします。</p> <p>2. 給水管の耐圧試験は次のような手順により行い、試験水圧は0.75MPaとする。</p> <p>1)耐圧試験の手順（止水栓より下流側）</p> <p>(1)メーター接続用ソケット又はフランジにテストポンプを連結する。</p> <p>(2)給水栓等を閉めて、給水装置内及びテストポンプの水槽内に充水する。</p> <p>(3)充水しながら、給水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。</p> <p>(4)空気が完全に抜けたら、給水栓を閉める。</p> <p>(5)加圧を行い水圧が0.75MPaに達したら、テストポンプのバルブを閉めて10分間その状態を保持し、0.6MPa以上の場合漏れなしと判断する。</p> <p>(6)試験終了後は、適宜、給水栓を開いて圧力を下げてからテストポンプを取り外す。</p> <p>なお、止水栓より上流側についても、同様な手順で耐圧試験を行う。</p> <p>ご参考：サドル分水栓の穿孔前にサドルの漏水確認の水圧試験を行う場合は1.0MPaが標準であります。</p>	<p>厚生省通知（平成9年7月23日衛水第203号厚生労働省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知 給水装置の構造及び材質の基準の改正について別添）に記載の給水装置標準計画・施工方法資料によると、1.75MPaにて耐圧試験を実施することが望ましいと記載されていることから、新たな指針にも1.75MPaでの耐圧試験を明記していますが、穿孔後の止水機構を含んだ耐圧試験について、0.75MPaの値で試験を行うことで問題はありません。</p>